

新町西地区の再開発は どうあるべきか?!

—遠藤市長の「白紙撤回」「権利変換不認可処分」の是非を考える—



と き : H29年2月13日(月)

午後6:30開演(6:00開場) 入場無料・要整理券

ところ : あわぎんホール1F大ホール
(徳島県郷土文化会館)

〒770-0835 徳島市藍場町2丁目14番地 TEL: 088-622-8121

講 師 : 弁護士 坂和章平 氏

SYOHEI SAKAWA

新町西地区市街地再開発

「権利変換計画不認可処分取消等請求事件」原告訴訟代理人

大阪モノレール訴訟・阿倍野再開発訴訟・門真市一番柳田町北土地区画整理事業訴訟・アルネ津山訴訟など、都市開発に関わる訴訟を手がけ、阪神・淡路大震災に際しては、直後から復興後のまちづくりについて積極的に発言・寄稿するとともに市街地の復興に関与。2001年「弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践および著作活動」に対し、社団法人日本都市計画学会「石川賞」を受賞。また、『実況中継 まちづくりの法と政策』に対し、社団法人日本不動産学会「実務著作賞」を受賞。

